

飯綱町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

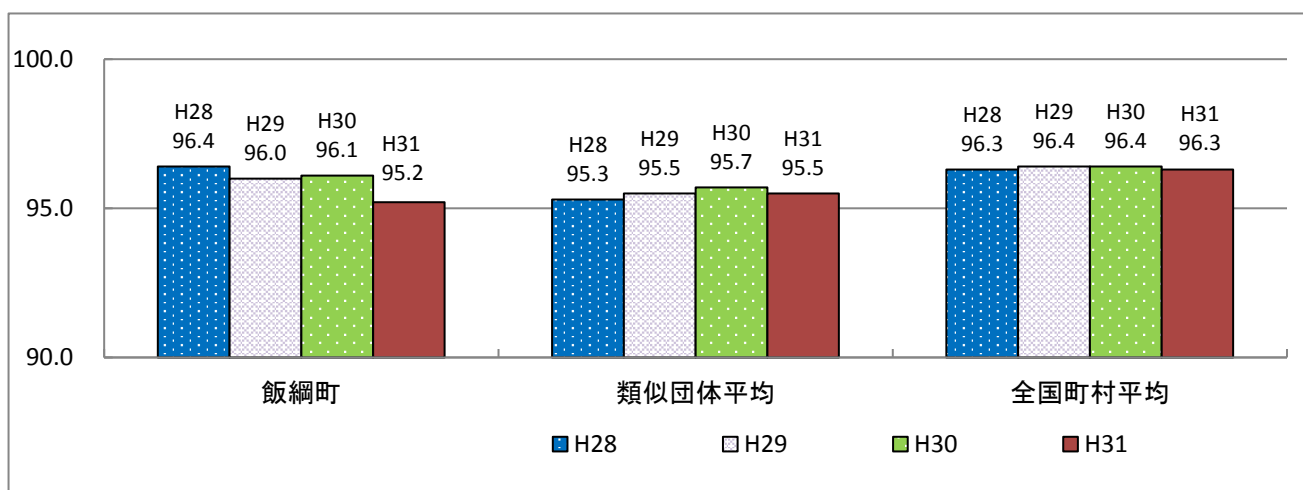
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 11,179	千円 6,940,717	千円 559,719	千円 1,019,607	% 14.69	% 14.53

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
30年度	人 121	千円 400,198	千円 69,624	千円 162,543	千円 632,365	千円 5,226	千円 5,541

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

飯網町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
31年度	— 円	— 円	—	— %	— %	— %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
31年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し 実施

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については平均2%引下げ。1級及び2級の初任給に係る号俸の引下げはなし。
3級以上の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し 飯網町 該当なし

③その他の見直し内容 管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
飯綱町	44.0 歳	326,500 円	370,567 円	354,274 円
長野県	45.4 歳	337,900 円	401,437 円	372,575 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	41.4 歳	301,830 円	354,875 円	327,360 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
飯綱町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち 学校調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち 用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
長野県	58.0 歳	8 人	283,900 円	305,413 円	297,750 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	— 円	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	49.0 歳	7 人	268,286 円	293,905 円	277,759 円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全において完全に一致しているものではない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		飯綱町	長野県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	191,200 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	156,200 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	151,500 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

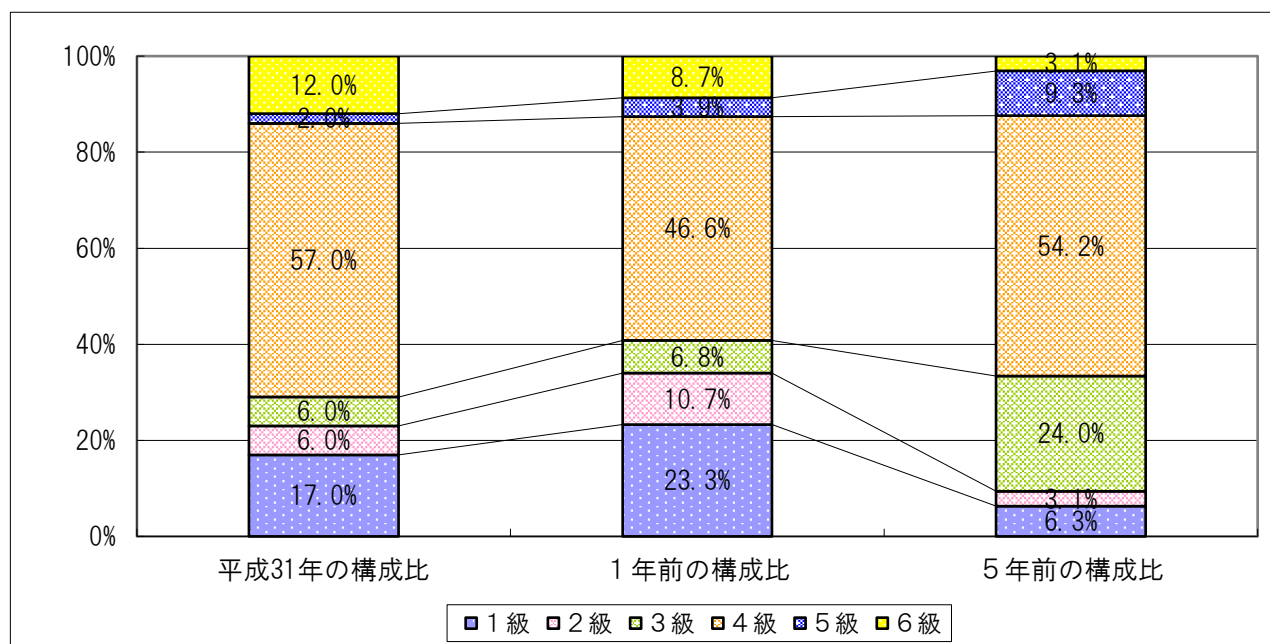
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	226,100 円	310,400 円	352,900 円	369,900 円
	高 校 卒	198,400 円	— 円	336,500 円	362,200 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補及びこれに相当する職務 主事及びこれに相当する職務	17 人	17.0 %	円 144,100	円 247,600
2 級	主任及びこれに相当する職務	6 人	6.0 %	円 194,000	円 304,200
3 級	主査及びこれに相当する職務	6 人	6.0 %	円 230,000	円 350,000
4 級	主幹及びこれに相当する職務 係長及びこれに相当する職務	57 人	57.0 %	円 263,000	円 381,000
5 級	副参事である課長補佐及びこれに相 当する職務 副参事である課長及びこれに相 当する職務	2 人	2.0 %	円 288,900	円 393,000
6 級	参事である課長及びこれに相当する 職務	12 人	12.0 %	円 319,200	円 410,200

- (注) 1 飯綱町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しました）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度については、平成28年度から完全実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯綱町	長野県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,443 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,736 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度については、平成28年度から完全実施している。

基準日前6か月間における勤務実績により成績率を決定しています。

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

飯綱町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 9,997千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

飯綱町では、地域手当の支給はありません。

支給実績(30年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			
円			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		57,575 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		194,510 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		58.7 %		
手当の種類(手当数)		18		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の病原体に汚染されている区域において処理作業に従事した職員	感染症病原体の処理作業	—	日額1,000円
野犬処理手当	野犬処理に従事する職員	野犬、不要犬の捕獲等	—	日額600円
除雪車運転手当	除雪車運転職員	除雪作業	74 千円	日額500円
夜間特殊業務手当	夜間作業に従事した職員	深夜の道路維持修繕等	—	1回につき1,000円
用地交渉手当	用地交渉に従事した職員	道路用地取得など	—	日額500円
特殊運転業務手当	マイクロバス運転職員	専ら人を運搬するための運転	10 千円	日額限度額1,000円
	町外で乗用車を運転した職員	専ら人を運搬するため町外において1日100km以上の運転	70 千円	日額限度額3,000円
特殊現場作業手当	工事・災害現場の作業に従事した職員	工事・災害現場等で著しく危険な場所での作業	—	日額300円
滞納整理手当	税務・水道職員	町税等納期限後において徴収をする業務	5 千円	日額500円
医療業務手当	病院に勤務する医師又は歯科医師	手術その他の治療業務に従事	29,621 千円	月額60,000円から440,000円
放射線取扱手当	放射線技師	放射線物質を取り扱う業務	240 千円	月額5,000円
病理細菌検査手当	検査技師	人体に危険な細菌等の試験検査の作業に従事	240 千円	月額5,000円
有害物取扱手当	技師	有毒ガスや有害な薬品を取り扱う作業に従事	125 千円	月額5,000円
看護業務手当	病院及び訪問看護ステーションに勤務する看護師・保健師・准看護師	看護業務又は保健指導業務	2,434 千円	月額3,000円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師・准看護師	深夜の看護業務	19,211 千円	1回につき3,200円
理学療法士、作業療法士及び臨床工学士業務手当	病院に勤務する理学療法士、作業療法士及び臨床工学士	各々の業務	625 千円	月額5,000円
獣医師手当	家畜診療所勤務職員	獣医師の業務	300 千円	月額25,000円
救急勤務医手当	病院に勤務する医師又は歯科医師	救急医療業務	2,985 千円	1回につき10,000円
待機手当	消防・上下水道・病院勤務職員	緊急呼出し待機業務	1,635 千円	1回につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	54,156 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	204 千円
支給実績(29年度決算)	55,076 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	213 千円

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母 6,500円	同		28,765 千円	243,771 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている借家(12,000円を控除した額又は控除後の2分の1の額27,000円程度)	同		13,946 千円	249,036 円
通勤手当	・通勤のため、交通機関等の利用を常例とする場合(徒歩での距離が2km以上で55千円以下は運賃相当額) ・徒歩での距離が2km以上で自動車等の使用を常例とする場合(4,000円～13,800円)	異	(自動車等の使用距離区分について異なる)	25,864 千円	104,713 円
管理職手当	その職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額100分の10を超えない範囲内	同		14,273 千円	528,630 円
休日勤務手当	週休日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日等に勤務を命令された場合は、100分の135～100分の160を乗じて得た額	同		3,864 千円	47,704 円
宿日直手当	一般宿日直 4,400円	同		12,224 千円	147,277 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	給料	月額		等
		額	額	
給料	町長	679,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	811,000 円 / 556,500 円
	()	()		
報酬	副町長	561,000 円		703,000 円 / 514,400 円
	()	()		
報酬	議長	269,000 円		326,000 円 / 245,000 円
	()	()		
	副議長	196,000 円		269,000 円 / 184,000 円
報酬	()	()		
	議員	174,000 円		245,000 円 / 160,000 円
	()	()		
期末手当	市区町村長	(元年度支給割合)		
	副市区町村長	3.35	月分	40%加算
退職手当	議長	(元年度支給割合)		
	副議長	3.35	月分	40%加算
	議員			
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市区町村長	退職時給料月額×在職月数×42.5/100	13,851,600	任期毎
	備考	退職時給料月額×在職月数×25.4/100	6,839,712	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

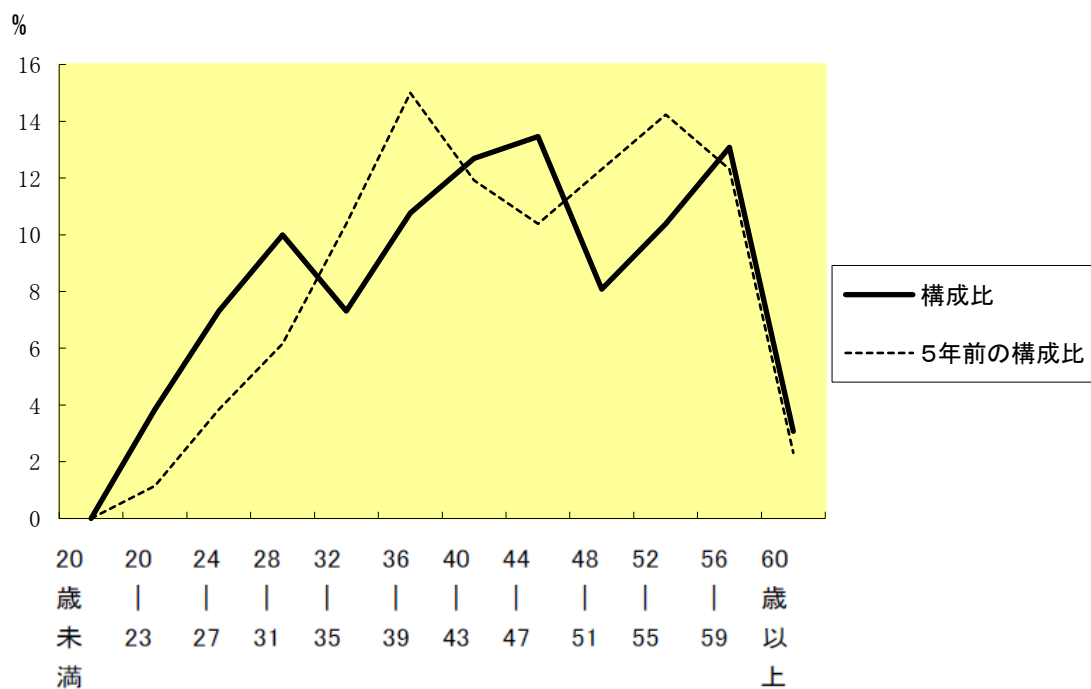
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成30	平成31		
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	30	31	1	業務増による
	税 務	8	7	▲ 1	人事異動による減
	民 生	37	33	▲ 4	退職による減
	衛 生	11	11	0	
	労 働			0	
	農林水産	10	10	0	
	商 工	3	3	0	
	土 木	7	7	0	
	計	108	104	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.03 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 95.96 人)
	教育部門	26	23	▲ 3	退職による減
消防部門			0		
小 計	134	127	▲ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.61 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 113.86 人)	
公営企業計等部門	病 院	118	115	▲ 3	退職による減
	水 道	4	4	0	
	下 水 道	2	2	0	
	そ の 他	13	12	▲ 1	退職による減
	小 計	137	133	▲ 4	
合 計	271	260	▲ 11	<参考> 人口1万人当たり職員数 229.58 人	
		[345]	[345]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	19人	26人	19人	28人	33人	35人	21人	27人	34人	8人	260人

(3)職員数の推移

区分		H27	H28	H29	H30	H31	過去5年間の増減数(率)	
普通会計部門	一般行政	109	106	105	108	104	▲ 5	(▲ 4.59) %
	教育部門	16	19	19	26	23	7	(43.75) %
	消防部門							
	小計	125	125	124	134	127	2	(1.60) %
公営企業会計		132	131	131	137	133	1	(0.76) %
総合計		257	256	255	271	260	3	(1.17) %

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事補及びこれに相当する職務 主事及びこれに相当する職務	17	17.0%	主事補	1	23	23.0%	主事補・主事
				主事補	16			
				計	17			
2級	主任及びこれに相当する職務	6	6.0%	主任	6	6	6.0%	主査
				計	6			
3級	主査及びこれに相当する職務	6	6.0%	主査	6	6	6.0%	主査
				計	6			
4級	主幹及びこれに相当する職務 係長及びこれに相当する職務	57	57.0%	主幹	40	57	57.0%	主幹・係長
				係長	17			
				計	57			
5級	副参事である課長補佐及びこれに相当する職務 副参事である課長及びこれに相当する職務	2	2.0%	課長補佐	2	2	2%	課長補佐級
				計	2			
6級	参事である課長及びこれに相当する職務	12	12.0%	課長	12	12	12.0%	課長級
				計	12			
合計		100	100.0%					